

図研エルミック株式会社

当社のコーポレートガバナンスについて

(スタンダード市場：コード 4770)



- Engineering Service
- Protocol Stack (Middleware)
- System Platform

1.コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、株主及び投資家、お客様、取引先、従業員等すべてのステークホルダーの立場について、合理的な範囲で最大限の考慮をしつつ、株主から託された「企業価値を継続的に向上させる」という命題を実現させるため、常に最善の努力を行うことを基本方針としております。

また、当社は、法令定款の遵守は勿論のこと、企業倫理に基づく社会的責任を全うしつつ、効率的で透明性の高い経営によって、企業価値を継続的に向上させることが、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営における最重要課題と位置付けております。

2.コーポレートガバナンスの体制

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、2015年6月24日開催の第38回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

毎月定例の取締役会その他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、当社の経営方針等の重要事項について、報告・審議及び決定を行うとともに、法令・定款及び取締役会規則・業務分掌規程・職務権限規程等に基づき、業務の執行を監督する体制となっております。

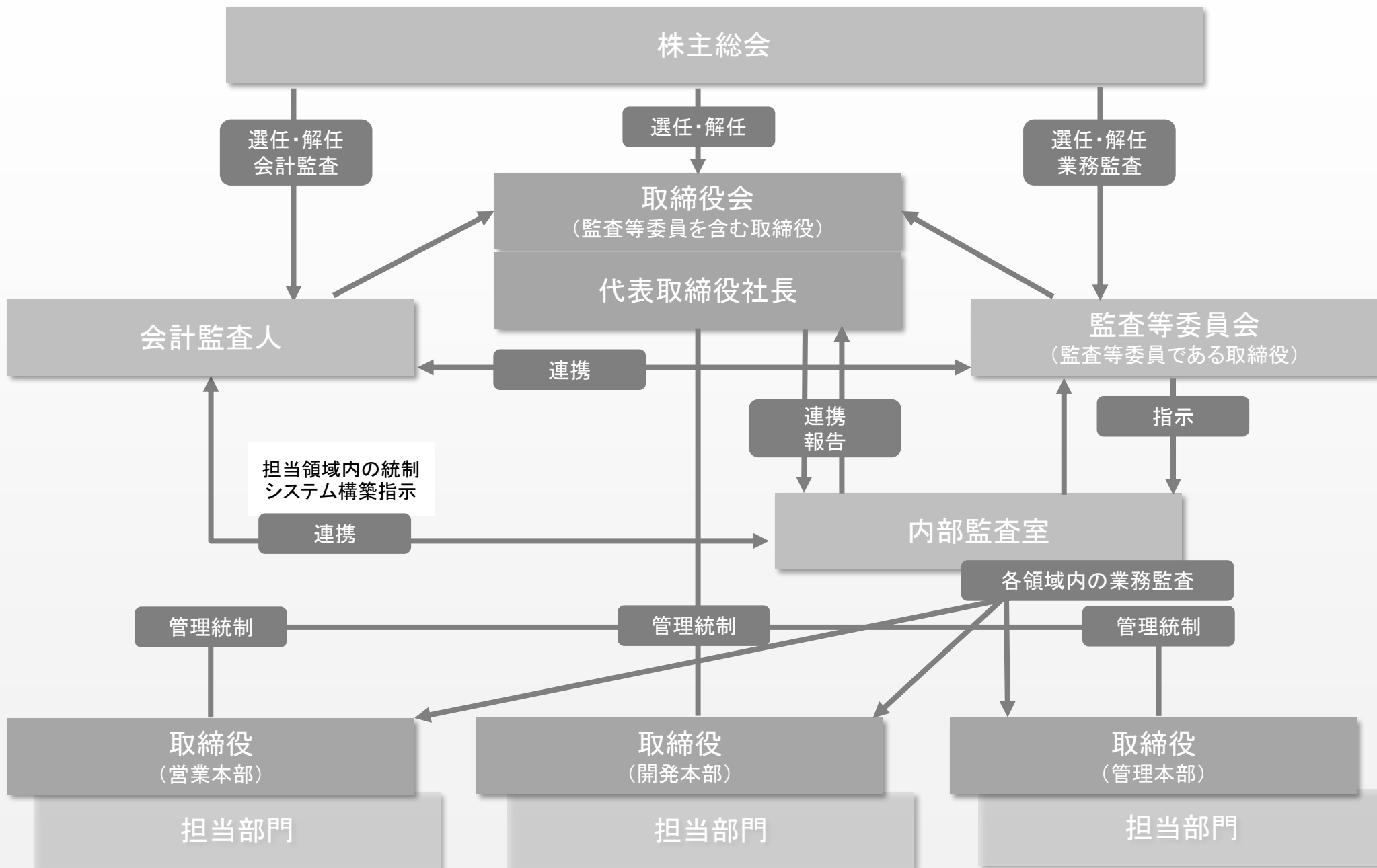
取締役会は、適切かつ信頼性のある企業情報を適切かつ公正に開示が行われるよう、適時開示体制を整備し、また情報の正確性・適時性を確保するため、社内及び親会社への報告体制を構築し、適切な運用がなされているか監督を行っております。

また、内部統制やリスク管理体制についても適切に整備し、取締役会において定期的に報告が行われます。

さらに、関連当事者と会社との間に生じる利益相反は、取締役会での承認を必要とすることを取締役会規則に定め、その取引状況については、定期的に取締役会に報告がなされております。

監査等委員である取締役は、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に基づき取締役会その他、社内の重要な会議に出席するとともに、内部統制システムを通じ適法性及び妥当性の観点から監査を行い、監査等委員会を核とした経営監視体制をとっております。

【コーポレートガバナンス体制図】



3.業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は、以下のとおりであります。

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業理念に基づいた企業行動指針を制定しその遵守を図ります。

取締役会については、取締役会規則に基づいて運営され、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に職務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止します。

取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図ります。また、当社は業務執行全般に亘り適宜、弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士等社外の専門家の助言、支援を受けることとします。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の係わりを持たず、また、不当な要求を断固として拒絶することを改めて明確化します。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報、文書については、法令及び社内規程に従い適切な保存及び管理を行います。

また、取締役は必要に応じて随時これを閲覧することができます。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、それぞれ自己の担当領域において、リスク管理体制を構築する責任と権限を有します。

代表取締役は、全社のリスク管理を統括します。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①.取締役会を毎月一回定時に開催する他、必要に応じて適宜開催します。

②.取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程等関連規程に基づいて効率的に進めます。

(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①.コンプライアンス体制の基礎として企業行動指針を企業行動のガイドラインとします。
取締役は、自己の担当領域におけるコンプライアンス状況を常に把握し管理します。
- ②.内部監査室は、コンプライアンスの全社的な部署として独立した組織として位置づけ、監査結果を定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告します。
- ③.コンプライアンス体制の万全を期するため、社外取締役を内部通報窓口に選定し、通報があった場合、適宜取締役会及び監査等委員会に報告して、違法・不当行為の未然防止と早期発見に努め、独立・中立的立場から内部統制システムを担保します。また、内部通報制度規程を制定し、社内に関示することで、その連絡先と通報相談処理体制を明らかにし、かつ通報者の保護を行います。

(6)当社及びその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①.親会社の企業理念・指針は、当社においてもこれを共有・実践します。
- ②.当社内部監査室は、業務の適正を確保するための規程等を整備・運用し、その内部統制の状況や業務プロセスの記録等を親会社内部統制部門へ報告します。
- ③.親会社を含むグループ会社間の取引については、取引の客観性及び合理性を確保するとともに、親会社との取引に関しては、親会社からの独立性を確保します。

(7)監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①.監査等委員会が必要と認めた場合、監査等委員会の職務を補助するための監査等委員会補助者を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないこととします。
- ②.監査等委員会補助者は、その職務に関しては、取締役（監査等委員である者を除く。）等の指揮、命令を受けないものとし、その任命、解任等については監査等委員会の同意を得ることとします。
- ③.監査等委員会補助者は、監査等委員会との連携を密にし、監査等委員会の指示に従いその職務を行います。

(8)取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①.取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに報告します。
- ②.取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査等委員会に報告します。
- ③.取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定結果を遅滞なく監査等委員会に報告します。
- ④.当社は、監査等委員会への報告を行った取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、内部通報制度規程で定める「通報者等の保護」に基づき、当該報告をした者の保護を行います。

(9)監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(10)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①.監査等委員会は、取締役（監査等委員である者を除く。）との連携を密にし、意思の疎通を図ります。
- ②.監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会等を開催し、その連携を密にします。

4.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制に基づき、体制の整備及び適切な内部統制システムの運用に努めてます。なお、当事業年度に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1)コンプライアンスに対する取組の状況

当社は、企業行動指針を制定し、社内イントラネットへ掲載し当社の役員及び従業員一人一人が随時確認できる環境を整備するとともに、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、インサイダー取引防止に関する規程等を定め、社内イントラネットへ掲載し周知を継続してます。また、取締役は自己の担当領域におけるコンプライアンス状況を常に把握し管理してます。

コンプライアンス体制の万全を期するため、内部通報制度規程を制定し、社内イントラネットへ掲載し周知を継続してます。さらに、内部通報制度規程により通報者が保護されるよう体制を整備しております。

(2)職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組の状況

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である者を除く。）4名、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役は3名）の合計7名で構成され、月1回の定例取締役会を開催するとともに、必要に応じて適宜開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されてます。

また、取締役会規則、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程により、経営陣に対する委任範囲を定め、取締役会、代表取締役、取締役等に対して、決定、承認等に関する権限を明確に定め、効率的に業務執行を行ってます。

(3)損失の危険の管理に対する取組の状況

当社は、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会はコーポレート・ガバナンス体制の運用が有効に行われているか監督してます。

また、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティガイドラインならびに特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針を定め、社内イントラネットへ掲載し、情報セキュリティ管理体制を確立してます。また、情報の保存管理は、法令及び文書管理規程等関連規程に基づき、適切に保管及び管理を行い、廃棄の際には、溶解処理等により再生不可能とする処分方法により廃棄する等、不適切な情報管理及び機密情報流出の未然防止に向けた取組を行ってます。

情報の収集・管理に努める他、対応マニュアルの整備等、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を推進してます。

(4)監査等委員会の職務の実効性の確保に対する取組の状況

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役は3名）で構成され、原則月1回の監査等委員会を開催するとともに、監査等委員である取締役のうち社外取締役1名が常勤し、監査等委員会規則及び監査等委員会監査基準に基づき取締役会の他社内の重要な会議に出席し、また、業務執行取締役と常時意見交換を行い、さらに稟議書等を随時閲覧することにより、内部統制システムを通じ適法性及び妥当性の観点から監査を行い、監査等委員会を核とした経営監視体制をとっています。

監査等委員会は、内部監査部門が行った監査に関する報告を受ける他、内部監査部門との連携を密にし、効果的な監査が実施可能な体制を構築しています。

なお、内部監査部門は、年間の監査計画に基づき各部門の内部監査を実施し、監査結果を定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告するとともに、その内部統制の状況や業務プロセスの記録等を親会社内部統制部門へ報告しています。

(5)反社会的勢力排除に対する取組の状況

当社は、反社会的勢力に対して組織全体として毅然とした態度で臨み、当該勢力との取引関係その他一切の関係を遮断していくことを基本方針としています。係る方針の下、管理本部を対応統括部署として、神奈川県企業防衛対策協議会に加入する等、警察をはじめとする外部の専門機関とも緊密な連携関係を構築しつつ、反社会的勢力に関する情報の収集・管理に努める他、対応マニュアルの整備等、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を推進しています。